

●香川県警察本部告示第6号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

香川県警察本部長 岡 本 慎 一 郎

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（書類の提出先の特例） 第1条の2 令第2条第1項の規定による申請又は<u>法第7条</u>（法第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第13条第3項の規定による届出に係る書類は、当該自動車の保管場所（<u>法第7条</u>の規定による届出の場合は、変更後の保管場所）の位置が、別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。 （保管場所証明申請書の様式等） 第2条 略 2 略 （添付書類） 第3条 略 （1） 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合 <u>別記様式第3号</u>の保管場所使用権原疎明書（自認書） （2） 略 ア・イ 略 ウ <u>別記様式第4号</u>の保管場所使用承諾証明書 エ 略	（書類の提出先の特例） 第1条の2 <u>法第6条第3項若しくは</u>令第2条第1項の規定による申請又は<u>法第7条第1項</u>（法第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第13条第3項の規定による届出に係る書類<u>及び施行規則第4条第1項の申請書</u>は、当該自動車の保管場所（<u>法第7条第1項</u>の規定による届出の場合は、変更後の保管場所）の位置が、別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。 （保管場所証明申請書の様式等） 第2条 略 2 略 <u>3 施行規則第4条第1項の申請書及び同条第2項の通知書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。</u> <u>4 施行規則第8条第4項の申請書及び通知書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。</u> （添付書類） 第3条 施行規則第1条第2項第1号の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。 （1） 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合 <u>別記様式第5号</u>の保管場所使用権原疎明書（自認書） （2） 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合 土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する次のいずれかの書面 ア・イ 略 ウ <u>別記様式第6号</u>の保管場所使用承諾証明書 エ 略

- (3) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、別記様式第4号の保管場所使用承諾証明書
- 2 施行規則第1条第2項第2号の所在図及び同項第3号の配置図の様式は、別記様式第5号の保管場所の所在図・配置図のとおりとする。

(証明書の再交付の手続)

第5条 自動車の保有者は、令第2条第1項に規定する書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、別記様式第6号の自動車保管場所証明書再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が、別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、当該申請書を同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

別記様式第1号 (第2条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 〒 () 住 所 申請者 電 話 氏 名			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所 の所有者	本人
	本人以外
	本人及び本人 以外の共有

自動車登録番号	
車 両 番 号	

連絡先	
-----	--

- (3) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、別記様式第6号の保管場所使用承諾証明書
- 2 施行規則第1条第2項第2号の所在図及び同項第3号の配置図の様式は、別記様式第7号の保管場所の所在図・配置図のとおりとする。

(証明書の再交付の手続)

第5条 自動車の保有者は、令第2条第1項に規定する書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、別記様式第8号の自動車保管場所証明書再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が、別表の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、当該申請書を同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

別記様式第1号 (第2条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 〒 () 住 所 申請者 氏 名 () 局 番			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所 の所有者	本人
	本人以外
	本人及び本人 以外の共有

自動車登録番号	
車 両 番 号	

連絡先	
-----	--

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分 登録・軽	
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
上記の事項について届出をします。 警察署長 殿 年 月 日 〒 () 住 所 届出者 電 話 氏 名				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
（1） 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもののものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
（2） 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（（1）に該当する場合を除く。）。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所 の所有者	本人
	本人以外
	本人及び本人 以外の共有

自動車登録番号 車 両 番 号	
--------------------	--

連絡先	
-----	--

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分 登録・軽	
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
※保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。 警察署長 殿 年 月 日 〒 () 住 所 届出者 電 話 氏 名				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
（1） 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもののものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
（2） 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（（1）に該当する場合を除く。）。
5 4（1）に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所 の所有者	本人
	本人以外
	本人及び本人 以外の共有

自動車登録番号 車 両 番 号	
--------------------	--

連絡先	
-----	--

別記様式第3号（第2条関係）

保管場所標章交付申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置		(変更前)	
私は、上記自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。 警察署長 殿 年 月 日 〒 () 住 所 申請者 氏 名 () 局 番			
第 号 保管場所標章番号通知書 上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。 保管場所標章番号 年 月 日 警察署長 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所 の所有者	本人
	本人以外
	本人及び本人 以外の共有

自動車登録番号 車 両 番 号	
--------------------	--

連絡先	
-----	--

別記様式第3号（第3条関係）
略

別記様式第4号（第3条関係）
略

別記様式第5号（第3条関係）
略

別記様式第6号（第5条関係）
略

別記様式第4号（第2条関係）

保管場所標章再交付申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
再交付申請の理由	滅失	損傷	識別困難	その他（ ）
私は、上記自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。				
警察署長 殿			年 月 日	
申請者			〒（ ） 住 所 （ ） 局 番 氏 名	
第 号 保管場所標章番号通知書				
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。				
保管場所標章番号				
年 月 日 警察署長 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第3条関係）
略

別記様式第6号（第3条関係）
略

別記様式第7号（第3条関係）
略

別記様式第8号（第5条関係）
略

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。